

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領

	令和 3 年 7 月 30 日付け 3 林第 416 号
一部改正	令和 4 年 9 月 30 日付け 4 林第 458 号
一部改正	令和 5 年 6 月 6 日付け 5 林第 330 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日付け 6 林第 165 号
一部改正	令和 7 年 4 月 16 日付け 7 林第 223 号
一部改正	令和 8 年 4 月 1 日付け 8 林第 192 号
一部改正	令和 8 年 7 月 14 日付け 8 林第 447 号

（趣旨）

第 1 知事は、商業施設や福祉施設など、住宅以外の民間施設の府内産木材を利用した木造化又は木質化を図る取組を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に役立てるため、府内産木材を使用した建築物の整備を行った事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成 28 年京都府告示第 335 号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成 16 年 12 月 28 日付け 6 林第 597 号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第 3 条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージ CO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージ CO₂ 計算基準（平成 17 年 1 月 5 日付け 6 林第 597ー 2 号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第 2 条第 10 号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書 実施要綱第 2 条第 9 号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書が発行された木材をいう。
- (6) 緑の工務店 実施要綱第 20 条の規定により知事の登録を受けた工務店をいう。
- (7) 工事施工者 建築物の木造化若しくは木質化の工事を行う緑の工務店又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業許可を受けていない者をいう。
- (8) ジョイント 府内産木材を購入することを目的として工事施工者が木材加工

業者又は流通業者と連携を組むことをいう。

- (9) 直交集成板（CLT） 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 3 条により制定された直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日付け農林水産省告示 3079 号）に適用される製品をいう。
- (10) 耐火集成材 JAS 法第 3 条により制定された集成材の日本農林規格（平成 19 年 9 月 25 日付け農林水産省告示第 1152 号。以下「集成材規格」という。）に適用される製品のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 7 号又は第 7 号の 2 に定める耐火構造又は準耐火構造を有する製品をいう。
- (11) 大断面集成材 JAS 法第 3 条により制定された集成材規格第 2 条に定める大断面集成材をいう。
- (12) SC グループ 京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和 4 年 11 月 11 日付け 4 林第 522 号農林水産部長通知。以下「流通モデル要領」という。）第 3 の規定により知事の承認を受けた府内産木材の需給体制の構築に取り組む事業者のグループをいう。

（交付対象建築物）

第 3 交付対象建築物は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関が所有又は整備するものでないこと。
- (2) 仮設のものでないこと。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条に規定する住宅に該当するものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他知事が不適切と認める用途に用いるものでないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある者が所有又は整備するものでないこと。
- (7) 工事施工者がジョイントにより木造化又は木質化の工事を施工した建築物であること。

（交付対象事業）

第 4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び補助の要件は、別表 1 に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用する府内産木材の購入に係る経費について、国が直接又は間接に交付する補助金、交付金その他の給付金を受ける場合については、補助金の交付の対象としない。

（補助額等）

第 5 補助額は交付要綱別表の 3 の項の補助額のとおりとし、補助額の上限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 府内産木材のうち京都の木証明書の発行を受けた木材は、木材購入材積 1 m³当たり 300,000 円を補助額の上限とする。
- (2) 交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄に規定する知事が別に定める府内産木材は、ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の発行を受けた木材とし、当該木材購入材積 1 m³当たり 450,000 円を補助額の上限とする。
- 2 交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(1)に規定する知事が別に定める府内産木材に係る製品は、次に掲げる製品とする。ただし、1 つの製品につき以下に掲げる複数の製品の規格を満たす場合は、該当する製品のうち、いずれか 1 つを選択するものとする。
 - (1) 直交集成板 (CLT)
 - (2) 耐火集成材
 - (3) 大断面集成材
- 3 交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(2)に規定する知事が別に定めるものとは、流通モデル要領第 7 の規定により知事の承認を受けた事業実施計画を作成した SC グループ（以下「承認 SC グループ」という。）の構成員が生産した原木を、当該承認 SC グループ内で木材に加工し、当該承認 SC グループ構成員が、当該木材を交付対象建築物に使用した場合とする。ただし、当該木材の納品日が流通モデル要領第 7 に規定する事業実施計画の承認日以降のものに限る。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 5 補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業申込書の提出）

- 第 6 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ事業申込書（別記第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。
- (1) 建築物の所在地を表示した位置図（新築にあつては建築予定地）
 - (2) 補助額計算書（交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(1) から(3) までの加算が 1 つ以上ある場合に限る。）
 - (3) SC グループ調達計画書（交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(2) 又は(3)の加算がある場合に限る。）

（事業申込の変更及び辞退）

- 第 7 事業申込書を提出した者は、交付申請予定額の増加若しくは 3 割を超える減少が生じる場合は、事業変更申込書（別記第 1 号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 事業申込書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、辞退届（別記第 2 号様式）を知事に提出するものとする。

（交付申請書の提出）

- 第 8 補助金の交付を申請しようとする者は、事業申込書を知事が受け付けた日から 2 箇月を経過した日以降であつて、交付対象建築物の府内産木材を使用した工事の完了の日から 1 年以内の知事が別に定める期間内に、交付申請書（別記第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。
- (1) 事業実施報告書（別記第 4 号様式）

- (2) 京都の木証明書又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書の写し
- (3) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況が分かる資料
- (4) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し（使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする。）
- (5) 申請しようとする建築物の完成図面（府内産木材を使用した箇所を明示した図面）
- (6) 府税の納税証明書（府税の滞納がないことの証明書）
- (7) 誓約書（別記第 5 号様式）
- (8) 直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した施工状況の写真、直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類（直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した場合に限る。）
- (9) 補助額計算書（交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(1) から(3)までの加算が 1 つ以上ある場合に限る。）
- (10) SC グループ調達実績報告書（交付要綱別表の 3 の(1)のイに係る補助額の欄の(2)又は(3)の加算がある場合に限る。）

（実績報告）

第 9 知事が補助金の交付の決定をしたときは、事業実施報告書（別記第 4 号様式）の提出により交付要綱第 6 条第 2 項に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（書類の提出先）

第 10 この要領に基づき知事に提出する書類は、交付対象建築物の所在地を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長）に提出するものとし、所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする。

（その他）

第 11 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 30 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 6 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月16日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 第5の(1)及び(2)の規定については、令和7年6月1日以降の交付申請から適用することとし、令和7年5月31日までの交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

別表 1 （第 4 関係）

交付対象事業	交付対象者	補助の要件
府内産木材を使用した交付対象建築物の木造化又は木質化する新築、増築、改築、修繕又は模様替工事（以下「交付対象建築物の整備」という。）	事業申込書に基づき交付対象建築物の整備を行った者（施主）で次のいずれかに該当する者。 1 法人 2 法人格を有さない団体の代表者 3 個人事業主 4 その他知事が認める者	次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。 1 交付対象建築物の整備において、施工期間中に府内産木材を使用している建築物である旨の標識等を設置すること。 2 その他知事が別に定める方法による府内産木材の普及及び啓発について協力すること。

別記第 1 号様式（第 6、第 7 関係）

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）事業（変更）申込書

年 月 日

京都府知事 様

事業を実施しようとする法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領第 6（第 7）の規定により、事業（変更）申込書を提出します。

記

1 工事の区分 新築 ・ 増改築 ・ 模様替修繕

2 交付対象建築物に関する事項

建 築 物 の 所 在 地		
建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 用 途		
（ 予 定 ） 工 期		年 月 日 ～ 年 月 日
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材使用予定量		m ³
京都の木証明書が発行された木材使用予定量		m ³
ジョイント計画	工 事 施 工 者	① 名称（ ） ② 所在地（ ） ③ 該当する項目 □緑の工務店（登録番号 ） □緑の工務店に登録予定 （交付申請書の提出までに登録を受ける場合に限る。）

	☐ 建設業許可を有さない (建設業許可の不要な工事を行う場合に限る。)
府内産木材の 納材業者	名称 (取扱事業体認定番号：) (認証機関登録事業体番号：)

3 交付申請予定等

交 付 申 請 予 定 額	☐ 補助額の加算がない場合
	① A ウッドマイレージC0 ₂ 京都の木認証書が発行された木材 _____円(税抜)×0.3=_____円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額：①の材積(m ³)×450,000円) 上限金額_____円
	② A 京都の木証明書が発行された木材 _____円(税抜)×0.2=_____円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額：②の材積(m ³)×300,000円) 上限金額_____円 合計(①+②) _____円(千円未満切捨) (上限金額：10,000,000円)
	☐ 補助額の加算がある場合(補助額計算書による) _____円(千円未満切捨)
交 付 申 請 予 定 時 期	_____年 _____月 以後 _____年 _____月 以前

4 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の府内産木材の使用に係る補助金等の受給の有無	無 ・ 有 (事業名：)
------------------------------	---------------

5 事業実施者・事業担当者に関する事項

事業を実施しようとする法人又は団体の主な業務内容	
事業担当者	所属する法人・団体の名称 () 担当者名 () 連絡先 (電話 :) (E-mail :)

6 添付書類

- (1) 建築物の所在地を表示した位置図（新築にあつては建築予定地）
- (2) 補助額計算書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(1)から(3)までの加算が1つ以上ある場合に限る。）
- (3) SC グループ調達計画書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(2)又は(3)の加算がある場合に限る。）

第2号様式（第7関係）

年 月 日

京都府知事

様

申込みをした法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）辞退届

年 月 日付けで提出の事業申込書に係る申請については、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由

第3号様式（第8関係）

年 月 日

京都府知事 様

事業を実施した法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領第8の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____円

2 事業の内容
「ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）事業実施報告書」のとおり

3 振込先

補助金の振込先	①金融機関名	銀行	支店
	②預金種目	普 通 ・ 当 座	
	③口座番号		
	④口座名義人（か書き）		
	※口座名義人は申請者と同一であること		

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別記第4号様式）
- (2) 京都の木証明書又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書の写し

- (3) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発の状況が分かる資料
- (4) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し（使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする）
- (5) 申請しようとする建築物の完成図面（府内産木材を使用した箇所を明示した図面）
- (6) 府税の納税証明書（府税の滞納がないことの証明書）
- (7) 誓約書（別記第5号様式）
- (8) 直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した施工状況の写真、直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類（直交集成板（CLT）、耐火集成材又は大断面集成材を使用した場合に限る。）
- (9) 補助額計算書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(1)から(3)までの加算が1つ以上ある場合に限る。）
- (10) SCグループ調達実績報告書（交付要綱別表の3の(1)のイに係る補助額の欄の(2)又は(3)の加算がある場合に限る。）

第4号様式（第8関係）

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）事業実施報告書

年 月 日

京都府知事 様

（事業実施者）
法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地
〒

連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領第9の規定により、事業実施報告書を提出します。

記

1 工事の区分 新築 ・ 増改築 ・ 修繕模様替

2 交付対象建築物に関する事項

建 築 物 の 所 在 地		
建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 用 途		
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行 された木材使用量		m ³
京都の木証明書が発行 された木材使用量		m ³
ジョ イ ン ト 実 績	工 事 施 工 者	① 名称（ ） ② 所在地（ ） ③ 該当する項目 □緑の工務店（登録番号 ） □建設業許可を有さない （建設業許可の不要な工事を行う場合に限る。）

	府内産木材の 納材業者	名称 (取扱事業体認定番号：) (認証機関登録事業体番号：)
--	----------------	--

3 交付申請額

交 付 申 請 額	☐ 補助額の加算がない場合
	① A ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 _____円(税抜)×0.3=_____円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額：①の材積(m ³) × 450,000円) 上限金額_____円
	② A 京都の木証明書が発行された木材 _____円(税抜)×0.2=_____円 B Aの金額が上限金額を超える場合 (上限金額：②の材積(m ³) × 300,000円) 上限金額_____円 合計(①+②)_____円 (千円未満切捨) (上限金額：10,000,000円)
	☐ 補助額の加算がある場合 (補助額計算書による) _____円 (千円未満切捨)

誓 約 書

申請者は、ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

京都府知事

様

年 月 日

（申請者）

法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

㊞

法人・団体等の所在地

〒

連絡先（電話）（ ）－